# 附置義務駐車場について



明石市

## 附置義務駐車場について

# 1. 附置義務とは

「明石市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、商業・近隣商業地域におい て一定規模以上の建築物を建築(新築・増築)する場合、駐車施設の附置が義務付けられます。

一定規模以上の建築物とは非特定用途の場合、3,000 ㎡以上、特定用途の場合、2,000 ㎡以上の 建築物が対象となります。

※本条例とは別に「明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」による手続きが必 要となる場合があります。

## 2. 届出が必要となる建築物の算定基準(用途により算定基準が異なります)

建築する地域が都市計画法に規定する商業地域または近隣商業地域ですか。





届出の必要はありません。

建築物が一定規模以上の非特定用途ですか。一定規模以上の特定用途ですか。



非特定用途

特定用途

建築物の延床が 3,000 ㎡を超え る部分に対して 300 ㎡ごとに 1台設置が必要です。

建築物の延床が 2,000 ㎡を超え る部分に対して 200 ㎡ごとに 1台設置が必要です。

# ○特定用途… (駐車場法施行令第 18 条)

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場 斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー 舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、 倉庫及び工場

○非特定用途…特定用途以外の用途

#### 3. 駐車マスの大きさ

駐車台数 1 台につき幅 2.25m、奥行き 5m以上とし自動車を安全に駐車、出入りさせることのできるものとしなければなりません。

## 4. 混合用途(特定用途と非特定用途)の場合

すべてを特定用途とみなして規定を適用します。

この場合、特定用途の延床面積と非特定用途の延床面積に 2/3 を乗じて得た面積の合計をその建築物の延床面積とします。

# 5. 駐車施設附置の特例

建築物の構造、敷地の状態等で駐車施設を設けることが著しく困難または不適切であると認められるときは当該建築物からおおむね200m以内に駐車施設を設けることができます。

#### 6. 建築物の敷地が適用地区の内外にわたる場合

この場合、適用地区に当該敷地の過半が属するときは、適用地区にあるものとみなします。

#### 7. 届出書の様式について

届出書の様式については明石市ホームページ上の「駐車施設の附置(変更)届出書」をご覧ください。

#### 8. 担当部署(お問い合わせ)

明石市 都市局 道路安全室 交通安全課 駐車・駐輪対策係

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

電話 078-918-5036 (直通)

FAX 0.78 - 9.18 - 5.1.10